

答 申 案 件 の 概 要

件 名	弘前南高校体育館大規模改修に係る事前調査関係文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立て						
経 緯	開示請求年月日	平成21年 1 月 5 日	異議申立て年月日	平成21年 2 月 5 日	担 当	開 示 決 定 等	中南地域県民局地域整備部建築指導課
	開示決定等年月日	平成21年 1 月15日	諮 問 年 月 日	平成21年 3 月27日	課	異 議 申 立 て	建築住宅課
対 象 行 政 文 書	平成19年度に行われた弘前南高校第一体育館改修に関わる (1) 当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料 (2) 平成19年10月3日に教育庁学校施設課、中南地域県民局地域整備部建築指導課、建築住宅課間で行われた協議に係る出張命令簿及び復命書（添付文書があればその添付文書を含む。）						
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) 「対象行政文書」の(1)に係る行政文書（本件対象文書） (不開示理由) 事前調査は行っていない。したがって、開示請求された行政文書は保有していない。						
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求める。						
審 査 会 の 結 論	青森県知事（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、本件対象文書を不開示としたことは、妥当ではない。 実施機関は、「弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事 設計書」の一部である「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書について、改めて条例第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。						
審査会の判断要旨	<p><本件対象文書の存否について></p> <p>1 本件開示請求に係る開示請求書の記載について</p> <p>(1) <u>本件開示請求に係る開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄には、平成19年度に行われた本件工事に関わる、「当該工事を行うに当たっての体育館建物についての事前調査内容が分かる一切の文書、資料」と記載され、「事前調査内容」について、例えば、<u>設計委託時に実施した調査を除くなど限定的な記載はなく、そこからは実施機関が主張するような「事前調査」と「設計」を別なものと認識している</u>との異議申立人の意図を読み取ることはできない。</u></p> <p>(2) そこで、実施機関に対して、開示請求書に「事前調査」について限定的な記載がないにもかかわらず、別件の平成20年12月25日付け開示請求書（以下「別件開示請求書」という。）の記載を参考に、「異議申立人が「事前調査」と「設計」を別なものと認識している」と判断した理由について説明を求めたが、実施機関は、理由説明書と同様の主張を繰り返すのみであり、<u>本件処分に当たり、実施機関が、「事前調査」には設計委託時に実施した調査を含めないとする異議申立人の請求意図を事前に確認していたなどの特段の事情があったとは認められない。</u></p> <p>(3) これらのことからすると、<u>本件開示請求に係る開示請求書の記載は、これを文言どおりに解釈し、本件工事の実施に当たり、その施工前に実施機関が行った体育館建物を対象とする調査全般を指すものと解することが相当</u>である。</p>						

2 本件対象文書として特定されるべき行政文書について

- (1) 実施機関は、本件開示請求の対象が、設計委託時に実施した調査結果であれば、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験データ」が本件対象文書に該当する旨を述べている。
当該データは、本件工事の設計段階において実施した調査に係るものであるため、本件対象文書に該当することは明らかである。
- (2) 当審査会が、実施機関から、本件工事に係る設計業務委託の成果品の提示を受け、その内容を確認したところ、同設計業務委託における体育館建物の調査は、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」以外には実施されていないことが確認された。また、当審査会が調査したところでは、当該設計業務委託による調査以外に、実施機関が体育館建物を別途調査した事実は認められない。
- (3) このことからすると、本件対象文書として特定されるべき行政文書は、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書であると認められ、それ以外の本件対象文書について、その存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

3 以上から、実施機関は、本件対象文書として、「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書を保有していると認められる。

<結論>

以上のとおり、実施機関が、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当ではなく、また、実施機関は、本件対象文書として「モルタル及びコンクリート圧縮強度試験」に係る調査報告書を保有していると認められる。

<付言>

実施機関は、異議申立人に本件開示請求の内容を確認することもなく、別件開示請求書の記載を理由に、「異議申立人が「事前調査」と「設計」を別のものと認識している」と判断した上で、本件対象文書を保有していないとして不開示としている。

しかし、本件開示請求に係る開示請求書に記載された文言を予断を持たずに解釈すると、異議申立人が開示を求める行政文書は、1で述べたとおり、本件工事の実施に当たり、その施工前に実施機関が行った体育館建物を対象とする調査全般に係るものと解されることは明らかである。

実施機関のこのような対象行政文書の特定の仕方は、「不存在」となる方向に限定して開示請求書の内容を解釈したもので、本来開示されるべき行政文書が開示請求者に開示されないこととなるため、し意的な対応であったとの非難を免れられない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が対象行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に確認するなど、開示請求者の真意をくみ取った上で、開示請求書記載の文言を合理的に解釈しなければならない。

特に「不存在」を理由に不開示決定を行う場合には、みだりに「不存在」となる方向に対象行政文書を限定して解釈することがあってはならない。仮に、開示請求書に記載の文言自体から複数の解釈が可能となる場合において、「不存在」となるような特定をする際には、少なくとも開示請求者に対して、その真意を確認することが必要である。